富士市議会基本条例構成図

前　文

（目的及び基本理念）

第１章　総則
- 第１条　目的
- 第２条　基本理念

（基本となる活動原則）

第２章　議会と議員の活動原則
- 第３条　議会の活動原則
- 第４条　議員の活動原則
- 第５条　会派

（上記原則に基づく活動内容）

（対市民）

第3章　市民と議会との関係
- 第6条　市民参加及び市民との連携
- 第7条　議会報告会
- 第8条　議会モニター

（対行政）

第4章　議会と行政との関係
- 第9条　議員と市長等との関係
- 第10条　決算審査
- 第11条　議会審議における論点情報の形成

（議会内）

第5章　自由討議の保障
- 第12条　議会の合意形成
- 第13条　政策討論会

第6章　常任委員会等の活動
- 第14条　常任委員会等の活動

第7章　議長及び副議長
- 第15条　議長及び副議長

第8章　政務活動費
- 第16条　政務活動費

（活動を支える体制）

第9章　議会及び議会事務局の体制整備
- 第17条　議員研修の充実強化
- 第18条　議会図書室
- 第19条　議会事務局
- 第20条　予算の確保

（活動に際しての倫理等）

第10章　議員の政治倫理、定数及び待遇
- 第21条　議員の政治倫理
- 第22条　議員の定数
- 第23条　議員報酬

第11章　最高規範性及び見直し手続き
- 第24条　他の条例等との関係等
- 第25条　条例の見直し等